

総括的な論点整理（案） 目次

I デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応

- 1 基本的な考え方
- 2 デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応
 - (1) フロントヤードのデジタル化
 - (2) バックヤードのデジタル化
 - (3) デジタル技術を活用した意思決定
 - (4) 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能
 - (5) 国・地方間のクラウド上での情報への相互アクセス
 - (6) 地方公共団体における情報セキュリティ
 - (7) デジタル人材の確保・育成

II 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私との連携

- 1 基本的な考え方
- 2 地方公共団体相互間の連携・協力
 - (1) 資源制約に対応していくための連携・協力の在り方
 - (2) 「地域の未来予測」の作成及び「目指す未来像」の議論
 - (3) デジタル技術の活用
- 3 公共私との連携
 - (1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携
 - (2) 地域コミュニティ活動の持続可能性向上

III 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応

- 1 基本的な考え方
- 2 役割分担の課題と対応
 - (1) 個別法が想定しない事態における国の役割
 - (2) 規模・能力に応じて市町村が処理する事務（保健所設置市区等の事務）についての都道府県の役割
 - (3) 大都市圏における都道府県の区域を超える調整
- 3 情報共有・コミュニケーションの課題と対応
- 4 必要な職員の確保の課題と対応

総括的な論点整理（案）

I デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応

1 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症のまん延によって人と人との接触が制限される中で、デジタル技術を活用した情報伝達やサービス提供の必要性が高まり、生成 AI などの新技術の登場なども相まって、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションはさらに加速している。また、マイナンバーカードが多くの国民に普及したことに伴い、行政手続等におけるデジタル技術の活用可能性は大きな広がりを見せており、地方自治におけるデジタル技術の活用の必要性も非常に高まっている。
- デジタル技術は、地理的・物理的な制約を受けにくく、規模の経済が働きやすいため、統一化・集約化・大規模化に向かう性質がある。そのため、地方行政のデジタル化を進めていくことは、地方自治の在り方や、国・都道府県・市町村の間の関係性に大きな影響を与える可能性が考えられるか。
- デジタル化が進展しても、デジタル空間と、人が人に対してサービスを提供する現実社会との接点として、地方公共団体は引き続き重要な役割を果たすことが求められる。地方公共団体には、デジタル化に伴う社会的分断を防ぎ、地域における住民主体の課題解決や、公共私連携、広域連携を促進する役割が期待されるのではないか。
- 人口減少が更に進むことが確実な中で、地方公共団体が、デジタル技術を積極的に活用することが必要であり、デジタル技術を活用する行政分野の種類・特性に応じ、複数市町村から国・地方全体まで、様々な規模での最適化が求められ、国も積極的に役割を果たす形で更なるデジタル技術の活用を図る必要があるか。
- 国が地方のデジタル化に積極的に役割を果たす場合には、住民の福祉の増進を目的とする地方公共団体の役割を下支えし、自主性・自立性を重視する地方自治と両立させる形で進める必要があるのではないか。
- デジタル技術をより有効に活用するため、デジタル化に必要な基盤の整備の促進や、地方公共団体の業務フローの標準化が考えられるのではないか。こうした取組は、地方公共団体のデジタル化を下支えするものであり、国と地方の役割分担の観点からも、国が積極的に果たすべき役割と言えるのではないか。
- 利用者ニーズを踏まえた地域の課題解決を行う先駆的・革新的なアプリケーションなどが地方公共団体間で容易に横展開され、特に汎用性の高いものは、全ての地方公共団体で採用されるようにするための仕組みが必要と考えられるか。

2 デジタル・トランスフォーメーションの進展を踏まえた対応

(1) フロントヤードのデジタル化

- 現在、地方公共団体の手続のオンライン化・デジタル化が推進されている。マイナンバーカードの交付枚数も増加し、国が運営するマイナポータルにおいてLGWANとの接続や電子申請の受付等の機能が実装されるなど、地方公共団体におけるオンライン手続の環境が整備されている。
- 多くの地方公共団体において、行政資源が今後ますます制約されていく一方、住民の利便性の維持・向上のため、各種行政手続などの住民との接点（フロントヤード）について、「行かない」オンライン手続に加え、「迷わない」「待たない」「書かない」ことを目的とした窓口業務の改革に取り組みつつある。
- 今後の地方公共団体の手続は、対面による紙の申請から、①非対面のオンラインによるものにシフトし、②非対面では対応が難しい住民の方が対面で手続等を行う場合であっても、タブレット等の活用により申請情報をデータで対応することで「書かない」場面を増やすことも考えられるか。
- 手続を直接「データ」で対応することで、内部事務（バックヤード）に係るデジタル化と併せて、以下のようにすることが考えられるか。
 - ・ 窓口職員は、複数の手続のワンストップ対応をしやすくなり、システムの申請処理に係るデータ（処理時間等）を把握・分析し、業務改善につなげる。
 - ・ 業務改善により生まれた人的リソースを最適に配置し直すことで、政策の企画立案等の充実を図るほか、窓口業務においても、相談業務やプッシュ型のサービス提供などにシフトする。
 - ・ 庁舎空間は単なる手続の場だけでなく、様々な主体が集う地域課題の解決の場としても活用可能となる。
- 窓口改革の取組の更なる推進とともに、地域公共交通や救急業務、避難所等において、マイナンバーカードを活用し、住民目線に立った公共サービスを提供することが考えられるのではないか。申請様式の標準化・統一化等による事業者の事務負担軽減を図るなど、国が必要な施策を行うことが考えられるか。

(2) バックヤードのデジタル化

- 基幹業務システムの標準化の取組は、情報システムの開発・運用に係る地方公共団体の人的・財政的負担を軽減するものであり、また、デジタル化を前提とした業務フローや制度の見直しを通じて、地方行政のデジタル化と、それに伴う行財政運営の在り方を変革する重要な契機となるものである。

- 標準化により、制度改正に対応した迅速な施策展開や、地方公共団体間や国と地方間における共通基盤・共通機能の円滑な利用が可能となる。現在、全ての地方公共団体が標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指しているところであり、国は、地方公共団体が移行作業に注力できる環境を整備する必要がある。
- 標準準拠システムへの移行経費は、今後の地方行政のデジタル化に係る基盤整備として必要不可欠な投資であるため、国は、必要な財政支援を行うとともに、共通基盤であるガバメントクラウドに関する情報提供などの支援を積極的に行うことが求められるのではないか。
- 標準準拠システムへの移行後の運用段階においても、地方公共団体の意見を丁寧に聞くとともに、地方公共団体が提案する業務改善を標準仕様書に反映し、制度改正等を行うなどの仕組みを整備することが考えられるか。
- 今後、20 業務以外への拡大を検討する場合においては、事務の性質に応じた対応の検討が必要であり、事務の追加に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聞くことが必要ではないか。
- フロントヤード改革とバックヤードのデジタル化の取組は、相互に関連させ、一体的に取り組むことによって、住民サービスの向上と行政運営の効率化を併せて実現していくという視点も必要ではないか。
- 地方税務手続におけるデジタル化の全国共通の基盤である eLTAX においては、令和 5 年 4 月から eL-QR（地方税統一 QR コード）が導入され、納税手段のキャッシュレス化の促進に加え、納付先が広範にわたる場合でも、eL-QR 対応金融機関であれば、全国どの窓口でも納付が可能となっている。また、公金収納に係る事務は、非効率・高コストな業務が多い中で、eLTAX による収納により、地方公共団体における納付状況の消込作業が効率化されている。
- 地方税の納付にとどまらず、地方公共団体の公金の納付にも eLTAX を活用できるようにし、更に、全国的に共通の取扱いとする必要がある公金の納付については、全国共通の仕組みとすることによって、住民・事業者が eLTAX を幅広く活用して公金を納付することができるようにすることについてどう考えるか。

(3) デジタル技術を活用した意思決定

- デジタル技術の活用により、地方公共団体においては、基幹業務システムのデータ解析による窓口業務の改善、道路管理や課税客体の把握といった業務の効率化、地域の多様な意見の集約等の取組が始まっている。
- 今後は、地方公共団体におけるフロントヤード及びバックヤードの改革を通じてより多くのデータが利活用しやすくなる中で、データ分析に必要なデジタル技術をより一層活用することにより、従来よりも効果的にデータを活用した意思決

定・行政経営に変えていく必要があるのではないか。

- その際には、外部の知見の利用がより求められる一方で、データの外部提供や共有に当たっての規律を検討する必要があるか。生成 AI などの最先端技術の業務上の利用に当たっては、情報セキュリティ面のリスク等への対応に万全を期した上で、適切な手法を検討した上で活用するとともに、得られた知見を積極的に共有・公表していくことも考えられるか。
- 住民は、デジタル技術を活用して、例えば、道路の損傷状況の報告など、住民に身近な行政ニーズに関して、地方公共団体と直接やりとりをすることで、地域の課題解決への参加意識を高めることにつながるか。
- このような効果的なデータの活用は、本調査会において先に答申した議会のデジタル化の取組とも相まって、住民自治の根幹をなす存在である議会への多様な人材の参画や住民に開かれた議会の実現にも資すると考えられるか。

(4) 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能

- デジタル技術の活用を図るに当たり、共通的なインフラやアプリケーションは、デジタル技術の特性を踏まえ、従来から市町村や都道府県の区域にかかわらず、広域又は全国で共通化して整備し、業務の効率化・高度化を図ってきた。
- 今後も、国と地方が連携し、地方の創意工夫を生かしながら、この方向をさらに推進していく必要性が高まると考えられるか。
- デジタル技術を活用する行政分野の種類・特性に応じ、広域の単位から国・地方全体まで、様々な規模での最適化が求められるが、全国的な共通基盤や共通機能については、国による積極的な支援が必要ではないか。

(5) 国・地方間のクラウド上での情報への相互アクセス

- データを保有する者が直接クラウド上のアプリケーションにデータを保存し、国・地方公共団体などの各主体が、あらかじめ範囲を定めた上で相互にアクセスすることが技術的に可能となっている。
- 地方公共団体のシステムの標準化に活用しているプロジェクトマネジメントオフィス（PMO）ツールでは、地方公共団体が進捗状況を入力し、それをシステム上で集計・表示するほか、国が同ツール上で、標準化の取組に関する最新情報の提供等を行っている。
- 国及び地方公共団体が、共通のクラウド上の情報にアクセスできるようにすることは、膨大な文書のやりとりが不要になるなど国及び地方公共団体の事務の効率化につながるのではないか。

(6) 地方公共団体における情報セキュリティ

- 地方公共団体における情報セキュリティについては、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃によるシステム障害の懸念など、デジタル技術の進展に伴い、リスクが増大している。
- 現在の地方公共団体の情報セキュリティは、総務省が技術的助言として示している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、各地方公共団体がそれぞれのセキュリティポリシー（方針と対策基準）を定めて確保することとされている。個別分野で特定のシステムや業務のセキュリティ水準に関する法規範を設ける例はあるものの、標準化対象となっていないシステムやネットワークなどについては、全体の情報セキュリティ対策に関する法律上の根拠は設けられていない。
- 国・地方公共団体・民間企業・住民のネットワークを通じた相互接続がますます進展することに伴い、一つの地方公共団体のセキュリティ対策の不備や不適切な利用が、他の地方公共団体や国の機関等の情報セキュリティにも脅威となり、その安全性や信頼性に影響を与えることが想定されるか。
- 地方公共団体が講ずべき情報セキュリティ対策に係る指針を国が示すとともに、地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の方針の策定及びその方針に基づく措置の実施義務を課すことについてどのように考えるか。

(7) デジタル人材の確保・育成

- 日本全体で官民間問わずデジタル人材が不足し、都市部に偏在する傾向がある中で、全国どこであってもデジタル人材を確保・育成する必要がある。
- 特に、次に掲げるような取組の必要性が高まっているのではないかと。
 - ①高度専門人材について、都道府県等がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援すること
 - ②都道府県・市町村でデジタル化の中核を担う職員を指定し、DX推進リーダーとして集中的に育成する取組を進めること
 - ③研修を充実化するなどにより、各地方公共団体において、職員全体のデジタルリテラシーの底上げを図ること
- 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成の動きを加速させるため、デジタル人材に求められる役割やその役割を果たすために必要なスキルをさらに明確化するなど、都道府県等において実効的にデジタル人材が確保・育成できるよう、柔軟に対応策を講じていくことが考えられるか。

Ⅱ 地方公共団体相互間の連携・協力及び公共私連携

1 基本的な考え方

- 人口構造の変化やインフラの老朽化、人手不足といった資源制約の深刻化、ますます可変性・流動性・不確実性を増す将来見通しといった社会構造を認識した上で、地方公共団体は、他の地方公共団体と連携を図り、取組を深化させていくことが重要と考えられるか。特に、住民の日常生活の範囲が市町村の区域を越えて広がっている地域や、市町村間の広域連携を視野に入れている地域では、共同して「地域の未来予測」の整理及び「目指す未来像」の議論を行い、これを踏まえた連携事業に取り組んでいくことが考えられるか。
- こうした連携の取組は、地域の実情に応じた自主的な選択として行われるものであり、国には自主的な連携の取組を適切に支援していくことが求められるか。
- デジタル技術の活用により、新たなコミュニケーション手法が生まれるといった動きも踏まえつつ、地方公共団体が地域課題に適切に対応していくためには、これまで行政等が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO、企業といった地域社会の多様な主体が連携、協働し、サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備していくことが必要と考えられるか。
- 地域や組織の枠を越えた連携の取組が安定的かつ継続的に行われるためには、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂した地域社会の在り方を議論する議会の役割がより重要になると考えられるか。議会には、住民自治の根幹をなす存在として、多様な人材の参画と住民に開かれた議会を実現し、資源制約を乗り越え、持続可能な地域社会の形成に大きな役割を果たすことが考えられるか。

2 地方公共団体相互間の連携・協力

(1) 資源制約に対応していくための連携・協力の在り方

① 連携・協力の取組の深化

- 地方公共団体が様々な資源制約に対応し、他の地方公共団体と連携・協力して資源を共同活用していく取組は、利害調整を伴うものが多く、進みづらい傾向にあるのではないか。
- 合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくため、連携中枢都市圏・定住自立圏においては、関係市町村の意見を十分に踏

まえて丁寧な合意形成を進めることにより、関係市町村の積極的な参画を促していくことが重要と考えられるか。例えば、関係市町村が、連携協約や協定に合意形成過程のルール等を記載しておくことも考えられるか。

- 核となる都市がなく、規模・能力が同程度の市町村が複数存在する地域においては、「地域の未来予測」の共同作成等を通じ、ビジョンを共有して取り組んでいくことが重要と考えられるか。また、75歳以上人口の急速な増加など、変化・課題が今後顕著に現れることが見込まれる三大都市圏については、連携して今後の資源制約に対応していくことが特に重要であり、国は、連携を更に促進していく必要があるか。
- 都道府県には、引き続き、市町村の自主性・自立性を尊重することを基本とした上で、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、適切な助言や調整、支援の役割を一層きめ細やかに果たしていく必要があるか。

② 公共施設等の集約化・共同利用

- 公共施設の集約化・共同利用は、施設の廃止の議論を伴うなど合意形成のハードルが高く、市町村域を超えて取り組む場合の利害調整には特に困難を伴うと考えられるか。
- 連携中枢都市圏や定住自立圏の各圏域における合意形成過程のルールや、「地域の未来予測」の整理等に基づき、各市町村が、広域的な公共施設等の集約化・共同利用に積極的に取り組むことが必要か。
- 都道府県が調整や事務局機能を担うことなどにより、市町村間での公共施設等の集約化・共同利用に関する議論が円滑に進んでいる事例も見られる。市町村間での合意形成が円滑に進むよう、都道府県が広域自治体としての役割を発揮して助言や調整、支援を行う在り方についてどのように考えるか。

③ 専門人材の確保

- 専門人材は、市町村が独自に確保・育成することを原則とするものの、小規模市町村においては配置が困難な現状にあり、今後はより多くの市町村において課題として顕在化することが想定されるか。今後は都道府県や、連携中枢都市圏・定住自立圏における核となる都市に期待される役割がより大きくなっていくと考えられるか。
- 都道府県等が専門人材を確保し、市町村支援を行うスキームとしては、①技術職員の復旧・復興支援技術職員派遣制度、②地方公共団体のデジタル人材の確保

に係る地方財政措置がある。このうち、①は、大規模災害時の中長期派遣要員を確保する仕組みの中で、平時に技術職員不足の市町村を支援するものであり、②は、市町村における自治体 DX の取組を支援する時限的な仕組みである。

- 既存制度の射程により生じる市町村側の懸念や、市町村におけるその他の専門人材確保のニーズに対応した市町村支援の方策についてどのように考えるか。

(2) 「地域の未来予測」の作成及び「目指す未来像」の議論

- 「地域の未来予測」の作成事例が依然として少数にとどまっている要因について、市町村からは、作成の意義は理解するものの具体的なイメージが湧かない、ノウハウや手順がわからない、作成する余裕がないといった声が聞かれた。
- 作成には、複雑なノウハウや手順は必要ではなく、市町村の既存の計画等に用いている将来推計等の活用や、総合計画等の見直しのタイミングに合わせた作成等により、効率的・効果的に整理することが可能と考えられるか。国は既に、推計方法・データソースや「見える化」ツールの公表等を行っているが、今後も、市町村の主体性を損なわないよう留意しつつ、作成を支援することについてどのように考えるか。
- 市町村においては、「地域の未来予測」をきっかけに、様々な主体が危機感を共有して「目指す未来像」の議論を重ね、ビジョンを共有することに、より重きを置くことが重要ではないか。

(3) デジタル技術の活用

- 連携の取組においては、デジタル技術の活用による経済成長の牽引や住民の利便性向上、地域課題の解決等も期待されるか。国は、デジタル田園都市国家構想や、国土形成計画における「地域生活圏」の概念など、省庁間の様々な施策の連携の下で、デジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが必要ではないか。
- デジタル技術の発展と利活用が進む中で、非隣接市町村間の連携の取組が広がりを見せているが、引き続き、個々の課題や地域の実情に応じて取組を進めていくことが適切と考えられるか。

3 公共私連携

(1) 地域における共助の仕組みを支える主体間の連携

- 公共私相互に連携・協働する場（プラットフォーム）は、地域の実情に応じ、

自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものであるが、人口減少の加速化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、様々な形で地域活動が制約を受ける中で、その構築をより一層強化していくことが必要ではないか。

- その構築に向けては関係者の連携を促進していくことが重要。地域づくりの担い手として、様々な関係者と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置づけについてどのように考えるか。
- プラットフォームの構築に向け、地域の多様な主体と連携・協働して行う持続可能な生活環境の確保など地域課題の解決に向けた活動を行う団体に対しては、市町村による積極的な支援も考えられるか。一方で、当該団体の自主性も必要であり、その手法は、当該団体のニーズや実際の課題解決につながっているかを見極めることも必要か。
- このような活動は、地域社会の様々な主体に対して開かれた取組であることが求められる。組織の運営方法等について、一定程度の民主性や透明性が確保されていることが求められるのではないか。
- 要件や支援の具体的な方法は、地域の実情に応じた対応が必要ではないか。
- メンバーシップについては、開放性を担保することや、民間企業との連携により官民をつなぐブリッジ人材などの活用も考えられるか。

(2) 地域コミュニティ活動の持続可能性向上

- 地域活動のデジタル化は、災害時の連絡手段の確保のみならず、平時の情報共有等への利用も期待できる。地域活動の持続可能性の観点からも、積極的な活用が考えられるか。また、共・私の担い手の積極的な参加促進や、公共私連携による新たなサービスの創出にもつながることも期待されるのではないか。
- 地域活動におけるデジタル技術の活用促進に向けて、市町村の積極的な支援が必要か。
- 自治会・町内会等については、行政に協力する業務に関する総合的な見直し、いわば棚卸しを行うことが考えられるか。定期広報物の配布・回覧や各種委員の推薦・選出などの行政とのパイプ役に関する業務の効率化を進めつつ、業務の種類、地域差も踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた見直しが必要ではないか。

Ⅲ 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応

1 基本的な考え方

- 今般の新型コロナ対応においては、個別法が想定しない様々な事態に直面し、国や都道府県によって運用上の対応が行われたが、このような対応について、個別法上のそれぞれの役割が必ずしも明確でなかったと考えられるか。
- 具体的には、例えば、患者の移送について都道府県の区域を超えた対応が必要になり、国が調整の役割を果たした、保健所設置市区単位では病床の効率的な利用が困難となり、都道府県に「都道府県入院調整本部」が設けられた等、個別法が想定しない事態に直面して、個別法上の役割にかかわらず、運用上、国や都道府県が一定の役割を担うことになった。つまり、個別法上の国等の役割について法律上不明確な点があったという課題があったのではないか。
- 全国の感染状況等の正確な把握・分析に必要な各地域における感染動向等が地方公共団体から国に対して迅速に提供されない局面があった、国から地方公共団体に大量に発出された通知・事務連絡等に新型コロナ対応に追われる保健所等の現場では対応できなかった等の課題があった。つまり、事態への対応に当たり、国と地方公共団体間の情報共有・コミュニケーションについて課題があったのではないか。
- 保健所を中心に事態への対応に必要なリソースが不足し、業務のひっ迫により事務処理が滞る場面が生じ、必要な職員の確保について地方公共団体間の求めに基づく応援、職員の派遣では対応ができず、国等が調整して広域的な応援を行う局面があったのではないか。
- これらの一連の課題を踏まえ、災害、感染症のまん延等の事態が国民の安全に重大な影響を及ぼす場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のため、国・地方を通じ的確かつ迅速な対応に万全を期す観点から、現行の地方自治法に規定されている国と地方公共団体、地方公共団体間の関係の一般ルールとは明確に区分した上で、こうした事態における一般ルールを用意しておくことが考えられるか。
- 国が役割を果たすべき場面は、事態の性質としては、国民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、国民の生命、身体又は財産の保護のため必要な措置の実施の確保が必要である事態としつつ、このような事態には様々な段階があり、段階によって国が果たすべき役割が異なることを踏まえ、国が果たすべき具体的な役割に応じて、当該役割を果たす必要がある要件を設定したり、事態の規模・態様を特定したりすることが必要か。その際、一般法に基づく対応は、個別法が想定しない事態が生じた場合に、国が必要な役割を果たす補充的なものであり、こう

した補充性の要件を充足しているかどうかは、個別の権限行使の都度、適切に判断する必要があるか。

- このように国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する一般ルールを地方制度として設けることは、このような事態において国が役割を果たす際のルールを明確化するとともに、現行の国と地方公共団体の関係の一般ルールと明確に区分することによって、地方公共団体の自主性・自立性を尊重する意義があるのではないか。

2 役割分担の課題と対応

(1) 個別法が想定しない事態における国の役割

- 災害、感染症のまん延等の事態が国民の安全に重大な影響を及ぼす場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のための措置が必要であるにもかかわらず、個別法が想定しない事態が生じた場合には、国は個別法に基づく指示を行うことができないほか、地方自治法上も、地方公共団体の事務処理が違法等でなければ地方公共団体に法的義務を生じさせる関与である是正の要求・是正の指示を行うことができない、すなわち、法令上、国の役割が明確でないという課題があるのではないか。このような場合には、地方公共団体の事務処理が違法等でない場合であっても当該措置を的確かつ迅速に実施するために必要な指示を行うことができるようにすることについてどのように考えるか。
- 国の役割において、地方公共団体に対して法的義務を生じさせる指示であるという点を踏まえると、事態の性質として、国民の安全に重大な影響を及ぼすものであり、国民の生命、身体又は財産の保護のため必要な措置の実施の確保が求められる事態であることに加え、事態の規模・態様が全国規模である場合や全国規模になるおそれがある場合、又は局所的であっても被害が甚大な場合や、当該事態が発生している地域が離島等のへき地であるなど迅速な対応に課題がある場合とすることが考えられるか。
- 個別法上の指示権の要件に該当せず指示権を行使できない想定外の事態であるという認定に当たっては、広く関係しうる個別法の所管大臣の判断が必要であること等を踏まえ、閣議決定を求めるなど、適切な手続を経るものとすることが考えられるか。

(2) 規模・能力に応じて市町村が処理する事務（保健所設置市区等の事務）についての都道府県の役割

- 市町村は、例えば、保健所設置市区等として、その規模・能力に応じて事務を処理しており、こうした制度が適用される市町村の区域においては、対象となる

事務は都道府県ではなく、当該市町村が処理するものとされているが、災害、感染症のまん延等の事態が国民の安全に重大な影響を及ぼす場合には、国民の生命、身体又は財産の保護のため、様々な行政分野において、市町村の区域を超えて、生活圈・経済圏の一体性を考慮に入れた対応を行うことや、リソースを効率的に配分する必要が生じることがあり、こうした場合に、都道府県が直接に処理する事務と、その規模・能力に応じて市町村が処理する事務との調整について課題が生じているのではないか。

- これを踏まえ、市町村が、その規模・能力に応じて事務を処理するものとする制度については堅持した上で、災害、感染症のまん延等の事態が国民の安全に重大な影響を及ぼし、国民の生命、身体又は財産の保護のための措置が必要である事態においては、都道府県の区域を単位として、都道府県において当該都道府県が直接処理している事務と、その規模・能力に応じて市町村が処理する事務との調整を図る必要があると国が認める場合には、都道府県が当該調整のために必要な措置を講じることができるものとするということについてどのように考えるか。

(3) 大都市圏における都道府県の区域を超える調整

- 新型コロナ対応で見られたように、災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態は、都道府県の区域をも越えて広がり、都道府県の区域を超えた対応が求められることがあると考えられるか。この点は、大都市圏において特に顕著であり、大都市圏においては、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応に当たり、圏域として一体的な対応を行うことが求められる場合があると考えられるか。
- 東京圏については、九都県市首脳会議による広域的な調整の枠組が設けられているが、他の大都市圏と比べても人口や面積が突出しており、都県域を超えた観点からの調整によって圏域で更なる一体的な対応を行う必要性が高いと考えられるか。その場合、例えば、関西圏における関西広域連合のように都県を超えた圏域の水平的な調整を行う枠組、国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組、あるいは、都県等と国とが協議により調整を行う枠組などを設けることについてどのように考えるか。また、このような仕組みを、平時から設け、体制の構築とともに運用の実効性を確保しておくことについてどのように考えるか。
- 関西圏については、関西広域連合が広域防災や広域観光等の連携施策を講じており、綿密な意思疎通に基づく取組が実を結んでいるが、このような連携の取組をより深化させていくことが期待されるのではないか。

3 情報共有・コミュニケーションの課題と対応

- 地方自治法上、国は地方公共団体に対し、助言・勧告をし、又は情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができるとされているが、新型コロナ対応に際しては、国は、地方公共団体に対し助言・勧告をし、又は情報を提供するために必要な地方公共団体からの資料の提出以外にも、国による地方の事務に影響が及ぶ企画立案や、ワクチンの確保・配分や水際対策などの国の事務等を適切に処理する上で、地方公共団体から必要な情報の提供を受け、また、十分なコミュニケーションを図る必要があったのではないか。災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態においては、国が地方公共団体に対してこれらの目的で資料提出や意見表明を求めることができるようにすることについてどのように考えるか。
- 新型コロナ対応においては、国と地方の情報共有・コミュニケーション上の課題が生じたことを踏まえ、地方公共団体の職員の国へのリエゾン派遣、地方六団体を通じたハイレベルでの意見交換、都道府県・指定都市の幹部と総務省職員との一対一の連絡体制の構築等の取組が行われたが、このような取組は、国と地方公共団体の間で相互理解を築きながら、迅速かつ正確にコミュニケーションを行う上で有効であり、今後も、災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に対応する際に参考にすべき取組であると考えられるか。
- 地方公共団体からは、膨大な通知・事務連絡が発出されたが、新型コロナ対応に迫られる現場では対応できなかった、また、通知・事務連絡の法的性格が不明確であり現場が混乱したとの指摘があったが、リエゾン派遣等を活用した双方向の綿密なコミュニケーションを確保するほか、国からの通知・事務連絡については、その内容について地方の自主性・自立性にも配慮した上で、処理基準、技術的助言・勧告、情報提供等の法的性格を適切に区分し、明示する等の工夫をすることが考えられるか。

4 必要な職員の確保の課題と対応

- 地方公共団体間の職員の派遣については、地方自治法上、地方公共団体間の求めに基づくものとされている一方、災害対策基本法では、国の役割として、職員派遣のあっせんや、応援の広域調整を行うこととされており、実際、大規模災害の発生時や、新型コロナ対応に際し、法律に基づくものではないが、国が地方三団体等とともに地方公共団体間の応援等の調整を行った。
- 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において個々に相手方と調整することが困難な場合においては、国が地方公共団体間の応援や職員の派遣の調整の役割を担うことを明確化すること、また、その実効性を高める観点から、災害対策基本法等と同様に、応援・派遣に応じる余力がない場合等の正当な理由がない限り、地方公共団体は応援や派遣を行わなければならないものとするということについてどのように考えるか。